

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月15日

福井市長 殿

提出者

住所 福井市新田本町9-121

氏名 協立生コンクリート株式会社
代表取締役 西出 勝信

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-53-4080

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	協立生コンクリート株式会社
--------	---------------

事業場の所在地	福井市新田本町9-121
---------	--------------

計画期間	令和 5年4月1日～令和 6年3月31日
------	----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

事業の種類	E21(窯業・土石製品製造業)
-------	-----------------

事業の規模	3.4億円
-------	-------

従業員数	14人
------	-----

産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートくず：処理業社(中間処理)へ委託 (中間処理後は原料として再資源化)
----------------	---

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理委員会を設置

廃棄物の発生を抑制し、再生、適正処理を進める上で必要な事項を検討する。

委員長	: 工場長	処理方針の立案、委託契約書の作成
委員	: 製造担当者	廃棄物の収集運搬業社への収集業務、処理業社への処理業務の委託 マニフェストの交付、管理
	技術担当者	製品として再利用可能か、否かの判断
	営業担当者	製品として再利用する場合の顧客への周知

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	4731 t	t
	(これまでに実施した取組) 顧客が注文した生コンクリートが余った場合は、生コンクリートとして再利用可能な場合、再利用する。		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	3000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 顧客が注文した生コンクリートが多く余った場合は別途処分費を請求する旨を周知した。これまでは製品代のみであったが、別途高額な処分費を負担するとなれば、厳密な数量計算を行うはずなので、顧客の計算ミスによる廃棄物の発生を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくずに汚泥が混入しないようにする
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくずに汚泥が混入しないようにする

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
-			
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
-			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
-			
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
-			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚泥
	全処理委託量	4731 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4731 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>できるだけ再生利用が可能な業社を選定するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務等法令を遵守した上で処理を委託</p>			

計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	3000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
上記に加え、できるだけ優良な処理業社に委託するとともに、定期的に現地確認するように努める。			
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。